議案第４４号

専決処分の承認を求めることについて（入間市税条例等の一部を改正する条例）

入間市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和２年６月５日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に入間市税条例、入間市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第１号）及び入間市都市計画税条例を改正する必要が生じ、令和２年３月３１日入間市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

入間市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和２年３月３１日

入間市長　田　中　龍　夫

入間市条例第19号　　2.3.31

入間市税条例等の一部を改正する条例

（入間市税条例の一部改正）

第１条　入間市税条例（昭和３２年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第４８条第２項中「第６６条の７第４項及び第１０項」を「第６６条の７第５項及び第１１項」に改める。

第６１条第９項及び第１０項中「第３４９条の３第１２項」を「第３４９条の３第１１項」に改める。

第６１条の２の見出し及び同条第１項中「第３４９条の３第２８項」を「第３４９条の３第２７項」に改め、同条第２項中「第３４９条の３第２９項」を「第３４９条の３第２８項」に改め、同条第３項中「第３４９条の３第３０項」を「第３４９条の３第２９項」に改める。

第９６条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項（法第４６９条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）」に、「第１６条の２の３」を「第１６条の２の３第２項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の一項を加える。

２　前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第９８条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第１６条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第９８条第１項中「第９６条第２項」を「第９６条第３項」に改める。

附則第１０条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第１０条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第５号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２６項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第２７項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第２７項第２号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第１５条第３０項第３号」を「附則第１５条第２７項第３号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第１５条第３１項第１号」を「附則第１５条第２８項第１号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第１５条第３１項第２号」を「附則第１５条第２８項第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３０項第１号イ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３０項第１号ロ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を削り、同条第１５項中「附則第１５条第３３項第１号二」を「附則第１５条第３０項第１号ハ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１６項中「附則第１５条第３３項第１号ホ」を「附則第１５条第３０項第１号二」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１７項中「附則第１５条第３３項第２号イ」を「附則第１５条第３０項第２号イ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１８項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３０項第２号ロ」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１９項中「附則第１５条第３３項第３号イ」を「附則第１５条第３０項第３号イ」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第２０項中「附則第１５条第３３項第３号ロ」を「附則第１５条第３０項第３号ロ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２１項中「附則第１５条第３３項第３号ハ」を「附則第１５条第３０項第３号ハ」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２３項を削り、同条第２４項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条第２７項を同条第２４項とする。

附則第１２条、附則第１３条、附則第１３条の３、附則第１５条第１項及び附則第１５条の２の３第２項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和２年度」を「令和５年度」に改める。

（入間市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　入間市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中入間市税条例第２４条第１項第２号の改正規定を削る。

附則第１条第３号を次のように改める。

⑶　削除

附則第１条第４号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第４条を次のように改める。

第４条　削除

（入間市都市計画税条例の一部改正）

第３条　入間市都市計画税条例（昭和３６年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２２項から第２４項まで、第２６項、第２８項から第３１項まで、第３３項又は第３４項」を「第３４９条の３第９項から第１１項まで、第２１項から第２３項まで、第２５項、第２７項から第３０項まで、第３２項又は第３３項」に改める。

附則第２項から第７項まで、第９項及び第１０項中「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１３項中「、第１９項、第２１項から第２５項まで、第２７項、第２８項、第３２項、第３６項、第４０項、第４３項から第４５項まで若しくは第４８項から第５０項まで」を「から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで若しくは第４２項から第４４項まで」に、「又は第３４項」を「又は第３３項」に、「第３４項又は法」を「第３３項又は」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の入間市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３１年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用する。

３　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成３１年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、第３条の規定による改正後の入間市都市計画税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成３１年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。